

短期入所生活介護（ショートステイ）のご案内

■ 申込時に必要なもの

- ① ショートステイ申込書
- ② 診療情報提供書

必ず、当苑の書式で記入漏れがないように提出してください。コピー不可。

- ③ 介護保険被保険者証のコピー

■ 契約時に必要なもの

- ① 健康保険証
- ② 介護保険負担限度額認定証
- ③ 一部負担金相当額等一部助成（持っている人）
- ④ 身体障害者手帳やペースメーカー手帳（持っている人）
- ⑤ 印鑑

※ 保険証類は初回利用の契約時のみ必要です。次回からは不要ですが、年に1回の更新時や変更があったときはご持参ください。

■ 持ち物

- ・ お薬及びお薬の説明書（必ずご持参ください）
- ・ 水筒やふた付きのコップ、もしくは小やかん（配茶用）
- ・ 洗面用具（歯ブラシ、歯磨き粉、プラスチックコップ、ポリデントなど）
- ・ 義歯をされている方は、つけておく入れ物
- ・ 上靴（履きやすいもの）、置き時計（必要な方）、電気カミソリ（必要な方）
- ・ タオル、バスタオル、下着、パジャマ、靴下、洋服などの枚数は宿泊数に応じて調整してください。

※ 現金と貴重品はお持ちにならないようお願いいたします。

■ 健康管理

- ① 医師、看護師は皆様の健康管理をしています。
- ② 緊急時あるいは入院を必要とされる場合は、協力医療機関などへご紹介させていただきますが、かかりつけ医へ受診希望の方は事前にお申し出ください。
（かかりつけ医との連絡を密にさせていただきますよう、お願いいたします。）

■ 利用料のお支払いについて

月末締めで利用料金を計算し、請求書を翌月15日前後に送付させていただいております。なお、利用料金は原則、ゆうちょ銀行からの引き落としになります。

社会福祉法人清水福祉会 特別養護老人ホーム こすもす苑
ショートステイをご利用される方へ

集団での生活について

- ・集団生活での「和」を大切にし、他の方に迷惑がかからないようお願いいたします。入所中、他の方に迷惑がかかる場合、居室の変更や退所をお願いすることもありますので、ご了承ください。
- ・備え付けの品々は大切にお取り扱いください。故意または過失によって破損した場合、実費弁済をしていただくことがございます。
- ・当施設では、お年寄りの方が、寝たきりにならないよう援助に努めています。特にこの自立につながる時期に、ベッドからの転落や、廊下での転倒などにより骨折などのケガが起こる場合があります。私どもは出来る限りの注意を払っておりますが、この点はくれぐれもご理解いただきたいと思います。
- ・面会時間は、午前 10 時から午後 6 時までです。
- ・面会時のお薬や食べ物などの持ち込みについては、必ず職員にご相談ください。

ショートステイご利用時のお願い

- ※外出・外泊は事前に届出用紙にご記入の上、職員までお申し出ください。
- ※電気製品を持ってこられる場合は、必ず職員までお申し出ください。
- ※施設内、全面禁煙です。
- ※入所様間での金品の貸し借りは、禁止させていただきます。
- ※非常時等の場合は、職員の指示に従っていただきます。
- ※入所者の方々が、その有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を、安全に営むことができるよう援助させていただきますので、当施設の方針に従っていただきますようお願いいたします。
- ※持ち物には必ず、すべてに名前を書いてください。(記名方法は別紙)
名前の記入がないと、他の入所者様の持ち物と区別がつかず、ご迷惑をおかけいたしますので、よろしくをお願いいたします。
- ※洗濯物はお持ち帰りいただき、ご自宅で洗濯をしていただきますようお願いいたします。
- ※収納に限りがありますので、必要なもの以外の物品はお持ちにならないようお願いいたします。